

パブリックコメント手続の実施結果について 「千葉市自転車を活用したまちづくり条例（案）」

「千葉市自転車を活用したまちづくり条例（案）」に関するパブリックコメント手続におきまして、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間 平成28年11月2日（水）～平成28年12月2日（金）

2 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参による方法

3 募集結果

意見の提出方法	人数	件数
郵送	1	1
ファクシミリ	1	1
電子メール	8	34
持参	—	—
合計	10	36

4 項目別の意見数

項目	件数
条例（案）全体について	7
1. 市の責務	1
2. 市民の役割	1
3. 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進	6
4. 自転車を利用する環境の整備	8
5. 交通安全の確保等	11
6. 自転車を活用したまちづくりの推進体制等	2
合計	36

5 修正箇所 3箇所

6 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

7 今後の予定 条例案を取りまとめて、平成29年第1回定例会への提出を予定しております。

<お問い合わせ先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課 政策班

電話：043-245-5057 FAX：043-245-5534

電子メール：kikaku.POC@city.chiba.lg.jp